

第1章 草津市歴史文化基本構想策定の概要

1 草津市歴史文化基本構想策定の背景

草津市は、滋賀県南東部に位置し、南北約13.2km、東西約10.9km、面積67.82km²を測る市域からなる。市の西側は琵琶湖に面して田園風景が、東側には丘陵部が広がっている。

草津市は、昭和29年(1954)10月15日、当時の滋賀県栗太郡草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村の1町5村の合併により誕生した。その後、昭和31年(1956)9月1日、滋賀県栗太郡栗東町大字渋川が草津市に編入された。

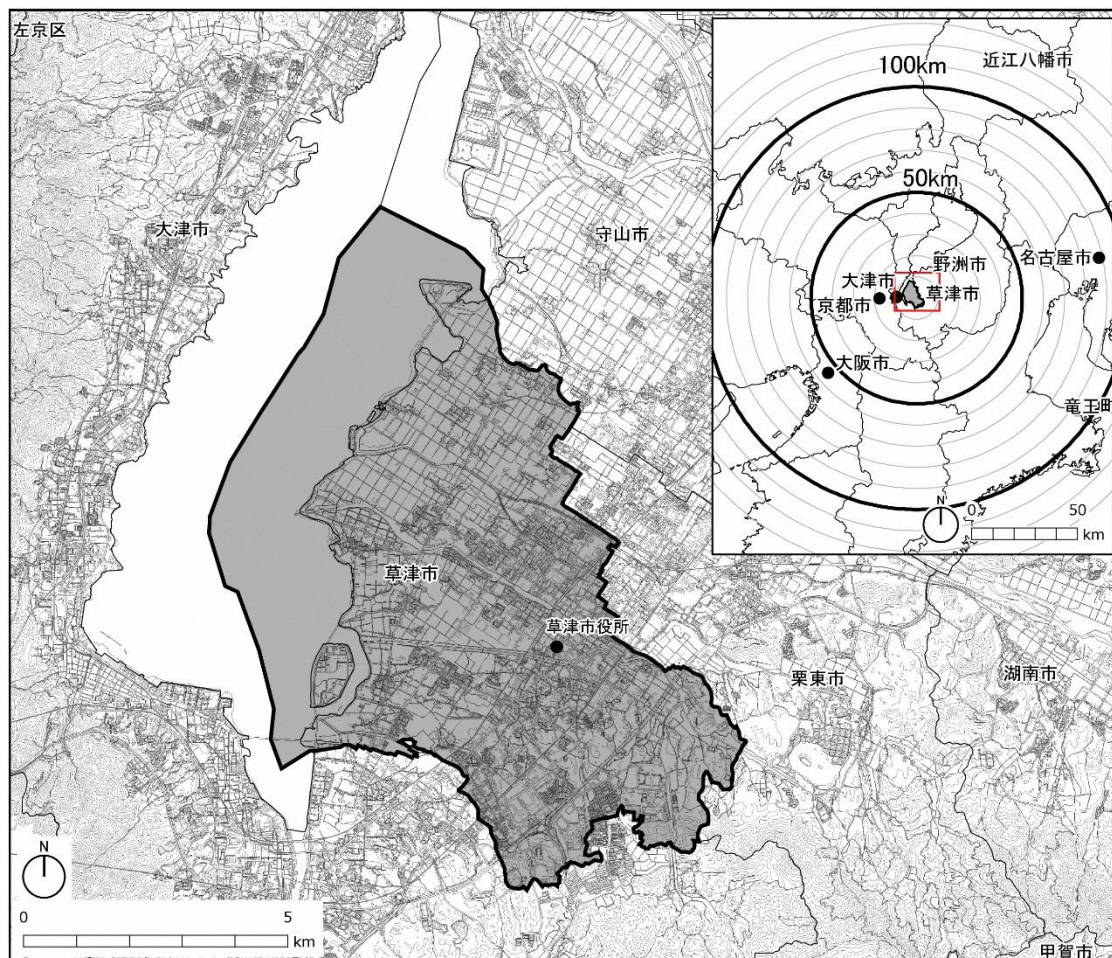


図1-1 草津市位置図

さて、本市の主だった文化財保護行政の取組事例として、昭和24年(1949)の草津宿本陣の国史跡指定、昭和35年(1960)の中央自動車道西宮線(以下、名神高速道路とする)築造工事に伴う北谷古墳群発掘調査、昭和37年(1962)の史跡草津宿本陣に対する草津市の史跡管理団体指定などがある。また、埋蔵文化財など滅失の危機にある文化財を保護するために、本格的な埋蔵文化財発掘調査や未指定文化財調査が進み、これらのうち歴史的・文化的価値の高いものについては文化財指定するなど、市域の文化財保護について積極的な取組を進めてきた。昭和60年(1985)には野路小野山製鉄遺跡が国史跡に指定され、さらに平成17年(2005)に大津市の源内峠遺跡と山ノ神遺跡が追加指定されて野路小野山製鉄遺跡と併せ、国指定史跡瀬田丘陵生産遺跡群に名称変更となった。平成4年(1992)には本市を形作る歴

史に関する事柄を調査・収集した『草津市史』全7巻の刊行を終えた。

その後、平成6年(1994)の立命館大学びわこ・くさつキャンパス(BKC)開学や JR 南草津駅の開業を契機として、本市南部の都市開発が急激に進行することとなり、本市域の歴史資産¹⁾全体の保護を図るための方策の検討が必要となり、大規模な埋蔵文化財調査を実施した。さらに、平成16年(2004)には芦浦観音寺が史跡芦浦観音寺跡として国史跡に指定されるとともに、平成17年(2005)に草津市が史跡管理団体として指定された。

一方、国の施策として文化財保護法(昭和25年法律第214号)は、時代の趨勢や社会の変化に応じて適宜、改正されている。

例えば、昭和30年代から40年代の高度経済成長期には各地で都市化が進み、農村部の景観などは大きく変貌したため、昭和45年(1970)に重要伝統的建造物群保存地区の制度を創設し、周辺環境と一体となった歴史的価値を形成する建造物群が文化財として位置付けられることとなった。昭和40年代から50年代には、地方の過疎化と住民の高齢化により伝統行事の保存・継承が困難な状況となった反面で、まちづくりや村おこしに歴史資産の活用が試みられるようになった。

さらに、平成2年(1990)には、わが国の近代化に貢献した産業・交通・土木に関わる建造物を近代化遺産と定義して全国で近代化遺産総合調査を実施し、平成8年(1998)の文化財保護法の改正により、登録文化財制度の導入や近代化遺産の保護を本格化した。

そして、平成19年(2007)には「歴史文化基本構想」を提言し、平成20年(2008)から3年にわたって「文化財総合把握モデル事業」を実施して得た情報をもとに、平成24年(2012)に「歴史文化基本構想」策定技術指針」を取りまとめた。さらに平成30年(2018)に文化財保護法改正の議決がなされ、市町村が「文化財の保存・活用に関する総合的な計画(文化財保存活用地域計画)」を策定できることを明文化した。

このように、わが国における文化財保護の方針は、個別の文化財保護を目的としたものから、歴史資産の総合的な保存・活用に向けた実践的取組へと移行しつつある。

以上、国や本市の状況などから、歴史文化²⁾の保存・継承ならびに地域の魅力としての歴史資産の活用を図る基本方針の検討が必要となってきた。

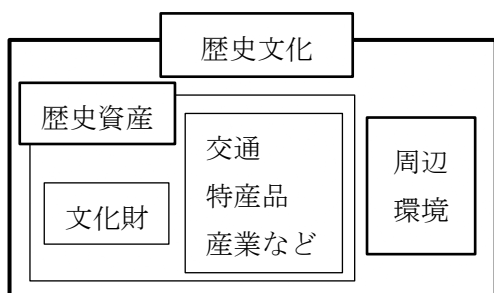


図 1-2 歴史文化・歴史資産・文化財の関係



図 1-3 上空から見た草津市(平成18年頃)

¹⁾ 歴史資産：従来、文化財の種別としてとらえられたものに加え、交通、特産品、産業などを含めたもの

²⁾ 歴史文化：歴史資産とそれに関わる様々な要素(自然環境、周囲の景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承など)が一体となったもの。

2 草津市歴史文化基本構想策定の目的と課題

(1) 草津市歴史文化基本構想策定の目的

本市は縄文時代早期(約 1 万年前)からの長い歴史を持っており、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が 153 件所在する。また、石津寺や志那神社などの名刹・古社をはじめ、史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡(以下、野路小野山製鉄遺跡とする)や史跡芦浦観音寺跡、史跡草津宿本陣など本市の各時代を代表する史跡のほか、市域 7 地域で継承される国選択無形民俗文化財草津のサンヤレ踊り(以下、草津のサンヤレ踊りとする)や友禅染の下絵に用いられる青花紙の生産技術などが数多く保存・継承されている³⁾。

これらは、本市がたどってきた歴史そのものであり、市民のアイデンティティの根源となりうる資産である。これまで未指定文化財や埋蔵文化財の調査、文化財所有者などへの指導・助成を中心に進めてきた本市の文化財保護行政であるが、担い手の高齢化や都市化の進行など様々な要因により、管理・継承が困難な状況となっている。さらに、市内には未調査の歴史資産が数多く存在し、これらの保護対策を講じるとともに、新たな視点で歴史文化の価値を見出し、また、市全体で管理・継承が図られるよう、体制の検討が求められる。

以上のように、本市が抱える歴史文化の課題について、市民と行政とが協働して歴史文化の継承・整備・活用を図るための指針や保存・活用の仕組みと体制づくりが図られるよう「草津市歴史文化基本構想」を策定する。



図 1-4 野路小野山製鉄遺跡



図 1-5 史跡芦浦観音寺跡



図 1-6 史跡草津宿本陣



図 1-7 草津のサンヤレ踊り(下笠町)

³⁾ 以後、「(以下、〇〇とする)」は省略し、特に断らない限り国・県・市の指定・登録・選択文化財の区分については、初出にのみ記述することとする。

（２） 草津市における歴史文化の保存・活用の現状と課題

本市は計 94 件の指定・選定・登録文化財などの文化財を有するほか、多くの未指定文化財が所在している。

指定文化財については、現在、文化財所有者などに補助金を交付し、保存・管理・継承などに努めている。

本市の歴史文化の中核的存在である 3 件の史跡のうち、史跡草津宿本陣では、史跡管理団体である本市が、平成元年度から 7 年度にかけて東地区の主要施設の保存整備工事を実施し、江戸時代後期の姿に復した。さらに平成 19 年度からは東地区の草津宿本陣第 2 次保存修理工事を実施し、平成 29 年度に終了している。



図 1-8 史跡草津宿本陣の見学会

保存整備工事が終了した主要施設については一般公開するとともに、市内小学校の学習に利用するなど、本陣建物を活用した積極的な取組を進めている。一方、史跡全体の公開方法や中・西地区の整備について検討を進める必要があることなど、課題も存している。

史跡芦浦観音寺跡については、毎年春と秋に、所有者と草津市観光ボランティアガイド協会により一般公開がされている。一方、境内の建造物などの経年劣化に対する修理や境内を囲む堀の浚渫などを行う必要があることから、早期に保存整備工事に向けた取組を進める必要がある。

野路小野山製鉄遺跡については、隣接する野路公園整備事業と一体的な指定地の整備を検討する必要がある。

草津のサンヤレ踊りや滋賀県選択無形民俗文化財である渋川の花踊り・上笠天満宮講踊・老杉神社の頭屋行事については、地元保存団体による保存・継承が行われている。しかしながら、保存団体の高齢化が進んでおり、団体活動の維持が困難な状況になってきていることから、早急に対策の検討が必要となっている。

草津市指定天然記念物である三大神社のフジ・最勝寺のツバキ(熊谷)については、地元保存団体および所有者により、日常的な管理がなされている。

これら国・県・市指定文化財については、各所有者などによる保存・管理が行われている。しかしながら、大規模な保存修理など、多額の費用を要する場合は、文化財所有者などの財政状況によっては対応が困難な場合もあることから、今後、保存・活用を図るために、支援の方策などを検討する必要がある。

本市の伝統産業の 1 つである青花生産については生産者の高齢化、後継者不足により伝



図 1-9 渋川の花踊り



図 1-10 上笠天満宮講踊



図 1-11 老杉神社の頭屋行事

統技術の保存・継承が危ぶまれる状況になってきている。こうした状況を受け、平成 28 年度・29 年度の 2 年に亘り、独立行政法人東京文化財研究所無形遺産部との共同調査により記録保存を行い、その取組を進めてきている。

以上、個別的な現状と課題を記述したが、本市の抱える歴史文化の課題は、下記 5 点に大きく集約される。

① 市と文化財所有者などとの連携と支援

歴史資産は地域が主体となって保存・活用されてきた地域の資産である。しかし、文化財の保存・活用は指定の種別に分けてなされてきたことなどから、市と地域との連携が不十分であった。文化財所有者やその保存・継承者などとの連携を図ることで、より良い保存・活用方法を見出すことが可能となる。さらに、少子高齢化や地域住民の結びつきの希薄化などにより、文化財の担い手が不足しはじめているため、支援が必要である。また、歴史資産そのものの価値と併せて、周辺の環境や景観なども歴史資産の持つ価値や魅力に影響を与えるため、まちづくりや景観などの行政各分野や関連計画との連携が必要である。

② 歴史文化の価値や魅力についての情報発信の推進

市民と行政が手を取り合い、保存・活用の方策を検討し、歴史文化への認識を深めていくとともに、その価値や魅力を分かりやすく情報発信していくために、市ホームページや SNS の活用、文化財案内板などの整備について検討を進めていく必要がある。

③ 歴史文化のまちづくりへの活用

歴史文化は地域を愛する心を育むものであるとともに、地域の魅力を高める重要な要素である。しかし、本市では歴史文化を総合的に取扱う指針がなかったために、歴史文化を活かしたまちづくりの検討が十分には進んでいなかった。そこで、歴史文化を広く活かしていくための指針を作り、街なみや古くから残る風景等を活かす方法を検討することが求められる。

④ 歴史資産の公開・活用機会の創出

本市には、近世の宿場町や街道に関連する展示・公開施設として草津宿街道交流館が所在するが、本市には多種多様な歴史資産があり、今後の公開・活用を推進するための、施設のあり方について指針を定め、地域の歴史資産に合わせた公開・活用の方法を検討していく必要がある。また、出前講座や学校事業との連携により、歴史資産の公開・活用のための取組を進めていく必要がある。

⑤ 文化財の防犯・防災体制の検討

これまで文化財の防犯・防災の取組は、文化財所有者や地域により進められてきたところであるが、補助金により支援することで、防犯・防災体制の推進を図りつつある。また、災害など緊急時に対応できる体制整備や訓練もさらに充実させていく必要があることから、これまで以上に文化財の防犯・防災体制の検討が求められる状況にある。

3 草津市歴史文化基本構想の位置付け

平成 28 年度に策定した「第 5 次草津市総合計画第 3 期基本計画」(平成 29 年度～32 年度⁴⁾)において、市民の間に”ふるさと草津の心”が醸成されるよう、誰もが文化に触れることができる機会を充実するとともに、都市の魅力として文化の創造と発展に取り組むことをうたっており、市が目指す将来像とまちづくりにおける基本方針を明確にしている。

【草津市が目指す将来像】

出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津

草津市歴史文化基本構想では、第 5 次総合計画第 3 期基本計画を上位計画として、目指す将来像を達成するものと位置付ける。

さて、本構想では関連する上位計画として、地域活性化を推進する「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 27 年度～31 年度)、草津市の様々な観光資源や歴史資産などを活かし、住む人も、訪れる人も健幸になれるまちを目指す「草津市健幸都市基本計画」(平成 29 年度～34 年度)がある。さらに、教育委員会事務局にて策定した文化財の調査・整備・活用およびふるさと意識と郷土愛の醸成を目標として掲げる「草津市教育振興基本計画第 2 期」(平成 27 年度～31 年度)、誰もが文化に親しめる環境を整えるとともに、文化の力によって都市の魅力を高めることを目指す「草津市文化振興計画」(平成 30 年度～39 年度)は本構想と関連する計画であり、これらの計画のもとに進められる施策との連携・整合を図る必要がある(図 1-12)。さらに、歴史資産を活かした表 1 に示す多様な分野の関連する施策・事業との連携を図ることが必要である。

さらに、歴史資産を活かしたまちづくりや観光振興、草津らしい景観の形成、歴史資産の防災・防犯の推進、そしてこれらについての市民との協働体制の在り方などについて、表 1 に示す関連する施策・事業、そして図 1-12 に示す関連する計画のとおり、多様な分野の計画・施策との連携を図ることが必要である。

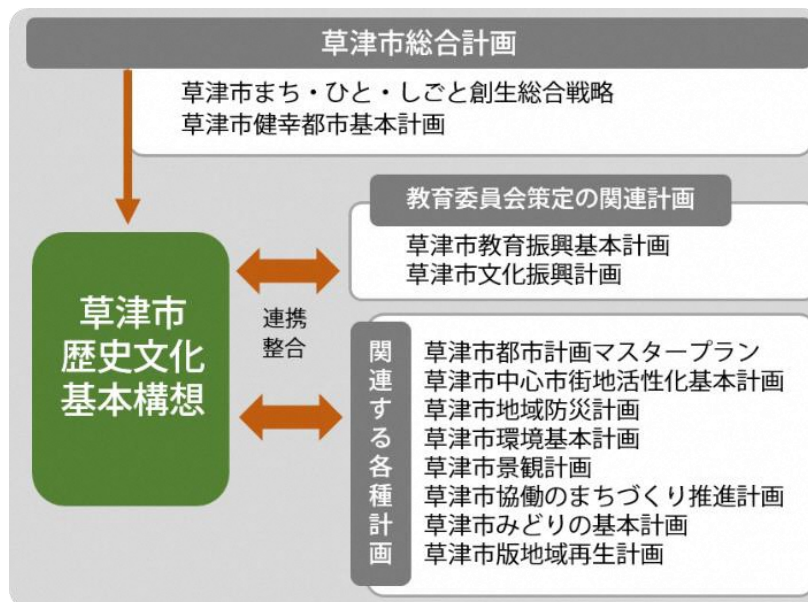


図 1-12 草津市歴史文化基本構想と関連計画の位置付け

⁴⁾ 以下、計画名に後続する()内に示した年数は各計画の計画期間である。

表 1-1 草津市歴史文化基本構想と関係する草津市総合計画の基本方針・施策・事業

基本方針	施策	主要事業	主要事業担当課
文化・芸術の振興	文化財の保護と活用の推進	埋蔵文化財発掘調査事業 宅地開発等関連遺跡発掘調査事業 史跡草津宿本陣整備事業 史跡芦浦観音寺跡整備事業 文化財保護助成事業	文化財保護課
	歴史資産を生かしたまちづくり	草津宿街道交流館運営事業 史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館
	文化・芸術活動の推進	市民文化芸術活動支援事業	生涯学習課
学校の教育力の向上	学校経営の充実	コミュニティ・スクールくさつ推進事業	学校政策推進課
草津川跡地の空間整備	草津川跡地の整備	草津川跡地整備事業	草津川跡地整備課
ガーデンシティの推進	公園・緑地の整備	野路公園整備事業	公園緑地課
良好な景観の保全と創出	自然的・歴史的景観の保全と活用、 都市景観の形成	景観を生かしたまちづくり推進事業 屋外広告物管理事務	都市計画課
	自然環境の保全	自然環境保全啓発推進事業	環境政策課
中心市街地の活性化	中心市街地のにぎわいの創出	中心市街地活性化推進事業(商工費)	都市再生課
住まいと住生活の魅力向上	土地利用の適切な誘導	開発審査事務	開発調整課
観光の振興	観光資源の活用と 草津のブランド力の強化	観光物産協会観光振興活動費補助事業	商工観光労政課
	出会いとふれあいの魅力の発信	宿場まつり開催費補助事業 観光宣伝事業	
市民自治の確立	市民自治確立のための環境整備	まちづくり協議会推進事業	まちづくり協働課
災害に強いまちづくり	地域防災体制・基盤の強化	防災対策事業	危機管理課
市民の健康づくり	市民の健康づくり支援	健康啓発推進事業	健康増進課

4 草津市歴史文化基本構想策定にあたっての調査・検討の進め方

(1) 調査・検討の進め方

草津市の歴史を詳しく記述した草津市史編さん事業は、昭和 53 年(1978)に着手、昭和 56 年(1981)の「草津市史第 1 巻」の刊行にはじまり、平成 4 年(1992)に刊行を終えた。さらに、草津市史の刊行に一部並行して資料集の編集を行い、平成 9 年(1997)に「草津市史資料集 6 芦浦観音寺」を刊行し、完了している。草津市史編さん事業に伴う基礎資料調査として、古文書などを中心に調査を実施してきた。また、昭和 53 年度以降、本市では埋蔵文化財発掘調査や未指定文化財調査を実施しており、その調査結果は各種調査報告書などで報告している。

草津市歴史文化基本構想の策定にあたっては、このような調査成果や街道交流館の所蔵目録、指定文化財目録、寄託・購入などによる草津市所蔵文化財目録などを基に「草津市歴史文化基本構想策定用データベース」を作成し、市域の歴史文化の特性把握を行った。

また、歴史文化に関する意向調査のため、市民説明会やワークショップを開催することで市民の方々と意見交換を行い、その結果を本構想策定に反映させている。

(2) 策定委員会の体制

本構想を検討するにあたって、学識者や市民、ならびに関連団体などから構成される「草津市歴史文化基本構想策定委員会」を設置し、専門的見地および市民の視点から意見を取り入れた。

表 1-2 草津市歴史文化基本構想策定委員会委員(順不同・敬称略)

	委員資格	委員氏名	経験等	備考(分野等)
1	学識経験を有する者	金田 章裕	京都大学名誉教授	景観・歴史地理学
2		岩崎 奈緒子	京都大学総合博物館館長	歴史学
3		富島 義幸	京都大学教授	建築学
4		中井 均	滋賀県立大学教授	考古学・史跡整備
5		高梨 純次	元滋賀県立近代美術館学芸課長	美術工芸
6	公募市民	片山 惠泉	—	市民代表
7		麻植 美弥子	—	市民代表
8	その他 教育委員会が 必要と認める者	岸本 修一	草津市まちづくり協議会	まちづくり